

令和3年度
社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
一般嘱託職員 採用試験案内

1. 募集職種一覧表
 別紙1 参照

2. 応募資格

免許・資格等	全職種、普通自動車一種免許（AT限定可）及びパソコン操作（ワード、エクセル）習得（経験可）必須。 併せて職種ごとに別紙1「募集職種一覧表」のとおりそれぞれ資格が必要。
年齢・性別・国籍・住所・学歴	不問 ※定年制あり（60歳）
欠格要件	(ア)成年被後見人又は被保佐人又は被補助人。 (イ)禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。 (ウ)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

3. 応募手続

試験案内及び申込書の配布場所	宮崎市社会福祉協議会（本所）・同佐土原支所・同田野支所・同高岡支所・同清武支所、宮崎公共職業安定所
試験案内及び申込書の配布期間	
試験案内及び申込書の郵便請求方法	封筒の表に「宮崎市社会福祉協議会一般嘱託職員採用試験案内請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封のうえ、宮崎市社会福祉協議会（本所）まで請求してください。
提出書類	ア. 採用試験申込書（本資料付属又は本会ホームページから取得の物。記入については記載要領参照） イ. 募集職種において必要な 免許資格証及び運転免許証の写し各1部 。 ウ. 84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒1枚 （封筒の大きさ:長形3号 120×235mm）

申込書提出先	〒880-0930 宮崎市花山手東3-25-2 (宮崎市総合福祉保健センター内) 社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会 総務課総務係
申込書の受付期間	随時 受付時間は午前8時30分～午後5時15分(土日祝不可)。 郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書き、簡易書留で郵送。
その他	○申込書記入漏れや提出書類に不備があるものは受け付けません。 ○応募については一人ですべての職種のみとさせていただきます。 ○本採用試験に係る各種提出書類については、宮崎市社会福祉協議会職員の採用選考のみに利用し、目的以外での使用は一切いたしません。また、各種提出書類は、本会が責任を持って保管し、選考結果の如何に関わらず返却はいたしません。

4. 試験日時・会場及び合格発表

区分	日 程	会 場	合 格 発 表
第一次試験	書類選考	—	随時 同日、受験者全員へ通知文書を発送(投函)します。
第二次試験	随時 面接試験 時間等の詳細については、第一次試験合格通知の際にお知らせします。	宮崎市総合福祉 保健センター 宮崎市花山手東 三丁目25番地2	随時、受験者全員へ通知文書を発送(投函)します。

5. 試験の種目及び内容

試験の種目		試験の内容
第一次試験	書類選考	事前提出書類(申込書、課題論文)に基づく書類選考
第二次試験	面接試験	主として人物・識見等についての個別又は集団による口述試験

6. 課題論文テーマ

次の課題論文テーマについて、あなたの考えを800字以内にまとめ、別紙の課題論文用紙に記入してください。

課題論文テーマ
あなたが希望する「職種」で取り組みたいことは

7. 採用について

(1) 採用予定日 随時

(2) 試験の合格者について

本採用試験では、合格者を採用予定者数よりも多く決定し、合格者に対し、採用内定又は名簿登載のいずれかで通知いたします。名簿登載につきましては、一般嘱託職員採用候補者名簿に登載され、必要に応じて順次採用を内定します（名簿登載されても採用されないことがあります）。

(3) 次の場合は合格を取り消し、採用しません。

- 免許、資格を必要とする職種について、当該免許、資格を取得していない場合、当該免許資格等が取り消されている場合又は業務の停止を命じられている場合。
- 申込書に虚偽の記載がなされていることが判明した場合。

8. 勤務条件等の概要

雇 用 期 間	1年以内。 但し、勤務状況等により更新する場合があります。（最長3年）
報 酬 月 額	別紙1「募集職種一覧表」を参照してください。 ※令和2年4月1日現在の額のため改定される場合があります。 ※試用期間中の報酬月額は、「試用期間」に示すとおりです。
付 加 報 酬 (各 種 手 当 等)	通勤・時間外・期末勤勉手当（本会規程により支給します）
勤 務 形 態	職種によって勤務形態が異なります。 職種③ 月の平均週所定労働時間は30時間勤務 ※シフト制 職種③以外 休憩時間を除いて1週間あたり40時間勤務 ※土・日・祝日の勤務などがある場合があります。
勤 務 場 所	別紙1「募集職種一覧表」参照
年 次 有 給 休 暇	10日（採用月によって日数が異なります）
社 会 保 険 等	健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入
試 用 期 間	試用期間は全職種3か月 試用期間中の月額報酬 職種③ 別紙1「募集職種一覧表」中の月額報酬から7,500円減額 職種③以外 別紙1「募集職種一覧表」中の月額報酬から10,000円減額 ※但し、過去2年の間に3か月以上本会職員として勤務経験があり、能力及び勤務態度等に問題のない方については試用期間はありません。

9. 問合せ先

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 総務課 総務係

TEL 0985-52-5131 / FAX 0985-52-5724

ホームページ <http://www.my-shakyo.jp/> (又は「宮崎市社協」で検索)

